

## 【基本的考え方】

- 1 法務省と市区町村との情報連携については、市区町村の実情に応じて、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、市区町村の判断によることが想定される（「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」（最終報告）（平成22年1月）96頁を参照）。
- 2 市区町村における住民記録の正確性の確保等の観点から、いずれの連携方法による場合であっても、1日1回又はそれ以上（注）の頻度での情報連携が想定される。  
（注）1日1回の処理が現実的であるとする市区町村の意見もある。

市区町村の実情に応じ、別紙3パターンのいずれかを市区町村側で判断することとしてはどうか。

## 【論点1】

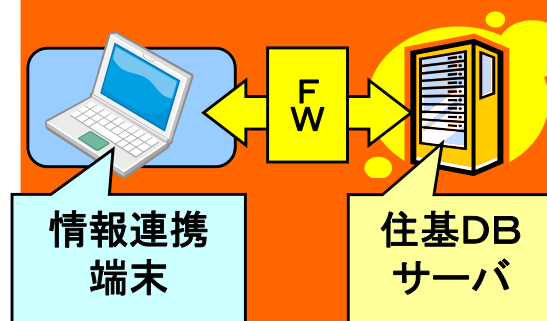
# 法務省の情報連携端末と住民票DBサーバとの連携の在り方【再掲】②

### 【パターン1】 情報連携端末と住民票DBサーバを回線で接続

市区町村において、両者間の回線接続及び住民票DBサーバ側の改修を行うこととする場合には、法務省は原則として両者間の回線接続を認めることとする。

法務省は、上記の場合を想定し、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

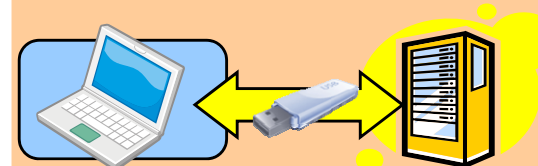
#### 回線接続



### 【パターン2】 媒体によるデータ交換

市区町村において、USBメモリ等の媒体によるデータ交換が行われることを想定し、法務省は、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

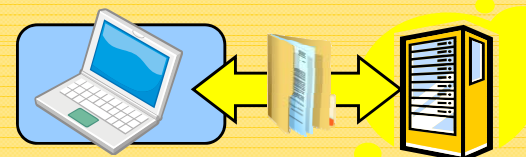
#### USBメモリ等



### 【パターン3】 外国人住民が僅少の市区町村

外国人住民が僅少の市区町村においては、紙媒体による情報連携が現実的であることも想定される。

#### プリントアウト・手入力



# 戸籍法上の届出等により判明した情報を住民基本台帳へ反映することについて

## ○ 連携の趣旨

- ・ 住民の届出義務の軽減
- ・ 住民票の記載内容の正確性の確保

## ○ 住民基本台帳に反映される手続

### I 記載

(例) 出生した者について出生届  
→住所地において、その者に係る住民票を新たに記載

### II 消除

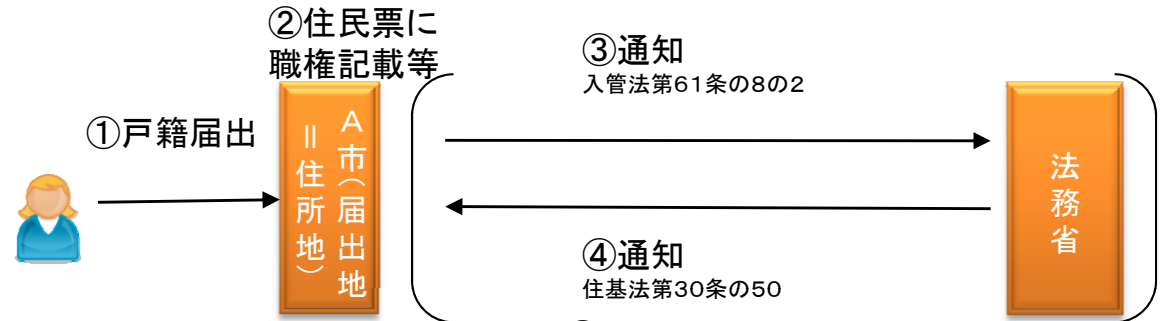
(例) 死亡した者について死亡届  
→住所地において、その者に係る住民票を消除

### III 記載の修正

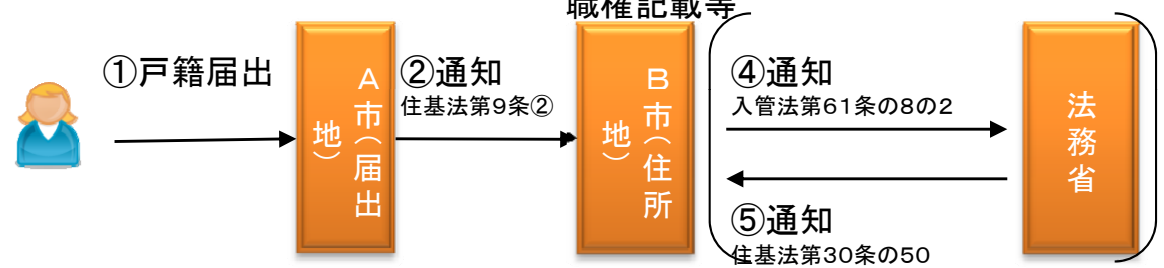
(例) 婚姻した者について婚姻届  
→住所地において、その者に係る住民票の記載事項のうち、続柄を修正(同居人→妻 など)  
(婚姻に伴い新たな市町村へ転入する場合は、別途転出・転入の届出をする必要あり)

## I ~ IIIにおける手続のイメージ

### ○ パターン1 (届出地=住所地)



### ○ パターン2 (届出地≠住所地)



## ○ 戸籍に関する届出等又は住基法第9条第2項通知に基づく住民票の処理について

通知の運用も含め、原則として、日本人と同様の取扱いとしてはどうか。ただし、外国人については、以下の点に留意する必要があるのではないか。

・ 戸籍法上、外国人に適用されない届出がある(入籍届、分籍届、転籍届、就籍届、復氏届、氏名の変更届)。

・ 帰化届・国籍取得届及び国籍喪失届・国籍喪失報告があった場合は、住民票の記載の修正として取り扱う。

・ 住民票に記載等が必要となる戸籍の届出については、氏名による同一人性確認の観点から、①戸籍の届書にカナ氏名又は漢字氏名(日本の正字に限る)に加え、アルファベット氏名の付記をするよう届出人に協力を求めることとする、②届書における漢字氏名(日本の正字に限る)、アルファベット氏名は在留カード、特別永住者証明書等の記載に倣うこととする。住基法第9条第2項通知には届書に付記されたアルファベット氏名を含めることとする。